

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞



【ご注意ください】

◆「確定申告や市県民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等」が寄附をした場合に、税務申告を簡素化する制度です。

◆ワンストップ特例の申請をすると、所得税からの還付(減額)は発生せず、翌年度の市県民税で「申告特例控除額」(所得税の寄附金控除及び市県民税の寄附金税額控除相当額)が適用されます。

◆提出書類

別紙『寄附金税額控除に係る申告特例申請書』と一緒に、①マイナンバーの証明書類と、②本人確認書類を玉野市財政課に送ってください。(※ただしマイナンバーカードをお持ちの方は①だけで可)

①マイナンバーの証明書類とは…マイナンバーカード(両面)の写し、
または、通知カード(住所、氏名等に変更が無いものに限る)の写し、
または、個人番号が記載された住民票の写し

②本人確認書類とは…写真付き証明1種類(免許証、パスポート等)の写し、
または、写真無し証明2種類(資格確認書、児童扶養手当証書、
住民票、年金手帳等)の写し

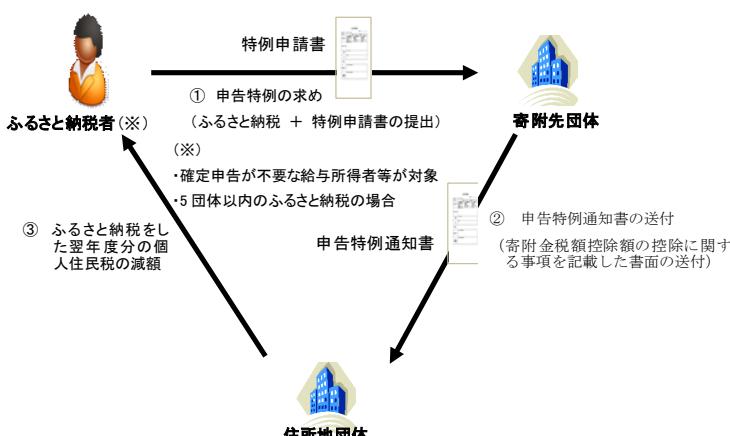
◆ワンストップ特例を申請していても取り消しになる場合

①確定申告をした場合、または住民税の申告をした場合

②6団体以上に寄附をした場合

③寄附した年の年末までに申請時の市町村から転出したにもかかわらず、変更の届出をしなかった場合
※上記の理由等でワンストップ特例が適用されなくなった方は、確定申告をしてください。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



〒706-8510
岡山県玉野市宇野1丁目27番1号
玉野市財政部財政課
TEL : 0863-32-5569
FAX : 0863-32-5507